

●視覚障害者の誘導ブロックを使用した歩行と注意喚起方法

【歩行方法】

視覚障害者が介助なしで歩く場合、片手に白杖を持って左右に振り足元の安全を確認しながら歩行することが一般的です。

誘導ブロックを使用して視覚障害者が介助なしで歩行する方法は、主に

- ①ブロックに片足を乗せて歩く
 - ②ブロックの横に立って白杖で位置を確認をしながら歩く
 - ③ブロックに両足を乗せて歩く
- の3通りです。



①片足をブロックの上に
乗せて歩く



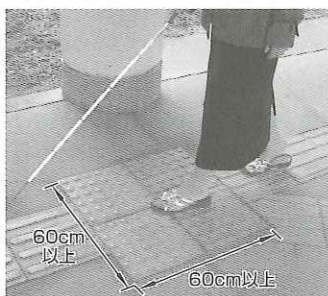
②ブロックの横に立って
歩く



③両足ともブロックの上
に乗せて歩く

【点状ブロックの設置幅】

歩幅との関係から、注意喚起する点状ブロックに必ず足が当たるようにするためには、進行方向に60cm以上の幅で敷設することが必要です。

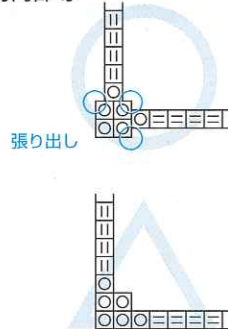


【点状ブロックの横への張り出し】

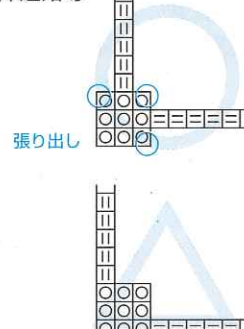
誘導ブロックに片足をかけて歩いたり、ブロックの横を歩くため、点状ブロックで注意喚起をするには線状ブロックの列から横へ張り出して敷設すると効果的です。

特に、歩行速度が速くなる外部の通路等では、十字路や曲がり角などの注意喚起をする箇所に線状ブロックの列から、点状ブロックを両側に1枚ずつ張り出して、横に3枚×奥行き3枚（90cm角以上）で敷設することが望まれます。

建物内部等



外部通路等



●障害物との離隔

誘導ブロックの横を歩く場合があるため、ブロックと建築物や歩行障害物との離隔は最低でも60cm以上確保する必要があります。



【参考:点状ブロックの識別に関する実験データ】

【実験概要】

一辺30cmの線状ブロック16枚(480cm)、点状ブロック3枚(90cm)、線状ブロック5枚(150cm)の順で直線上に並べた歩行路上を晴眼者の被験者6名(男5名、女1名)が耳栓とアイマスクを装着した上で歩行し、点状ブロックを認識したと感じた地点で停止する試行を繰り返した。

●点状ブロックを識別する足 ～大部分が一足目で識別～

全試行数1350例のうち、点状ブロックの識別に成功したのは866例(64.1%)であった。

識別できた866例について停止した時点の足の位置を分析した結果、一足目で識別した例が753例(86.6%)、一足目で識別したにもかかわらず停止できずに一歩前に踏み出した(一歩前の一足目)が54例(6.0%)、二足目が33例(4.5%)、両足が26例(2.9%)となっており、大部分が点状ブロックに足をかけた一足目で識別している。

図1 点状ブロックを識別した足の位置

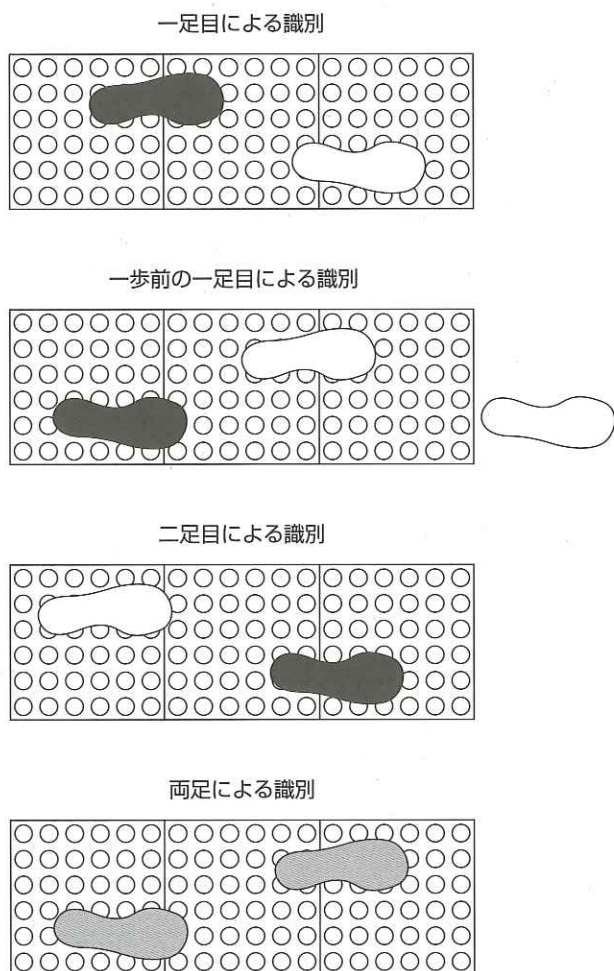


図2 点状ブロックを識別した足

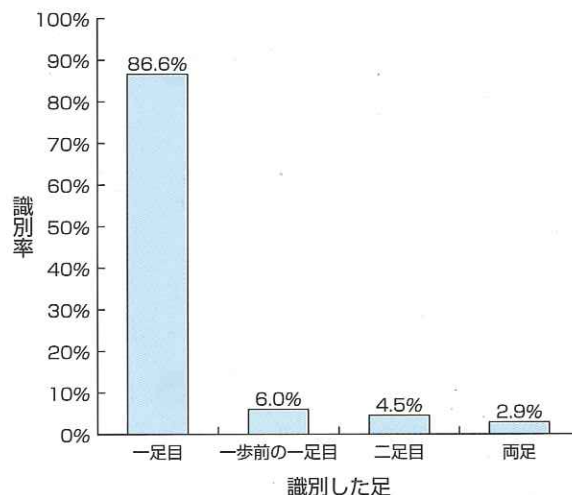
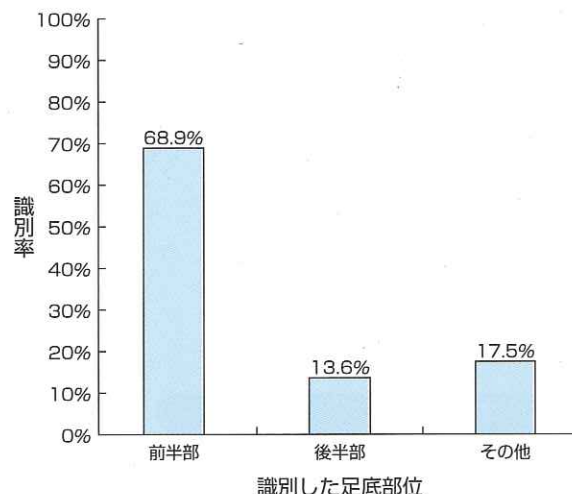


図3 点状ブロックを識別した足底の部分



●点状ブロックを識別した足底の部分 ～7割程度が足の前半部で識別～

今回の実験で一足目で識別した753例のうち、足底のどの部分で識別したか特定できなかった126例を除いた627例について分析した結果、足底の土踏まずより前の前半部が423例(68.9%)、かかと部分である後半部が85例(13.6%)、その他が110例(17.5%)となっており、7割程度が足の前半部で識別している。

●視覚障害者誘導ブロックの設置例

以下の内容は、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」（昭和60年建設省通達）に掲載された設置例をもとに、岡山県立岡山盲学校の協力により検証し、追加・補正を加えたものです。（誘導ブロック1枚の大きさが「30cm×30cm」を標準としています。）

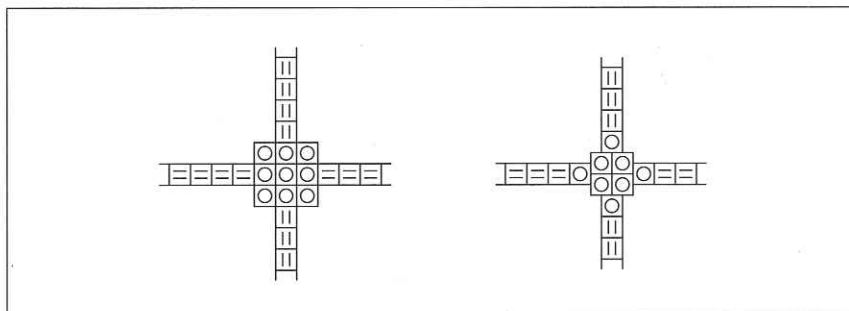
⚠ 誘導ブロックの設置にあたっては、具体的な内容について視覚障害者にアドバイスを受けて検討することが有効です。

●共通部分（歩道、廊下、通路等）

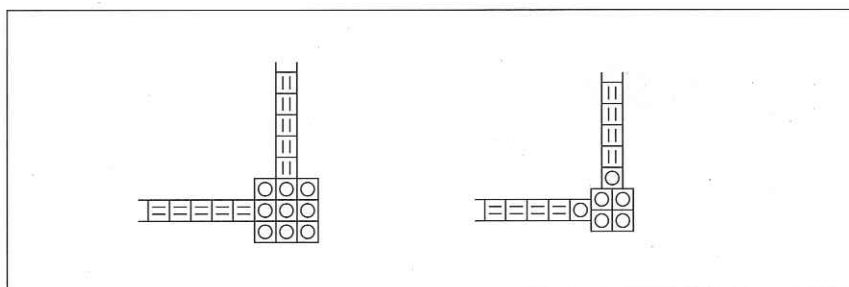
①十字路

⚠ 街路や敷地内通路など歩行速度が速くなる部分では、点状ブロックを3枚以上連続させることが望まれます。

（以下、同じ）

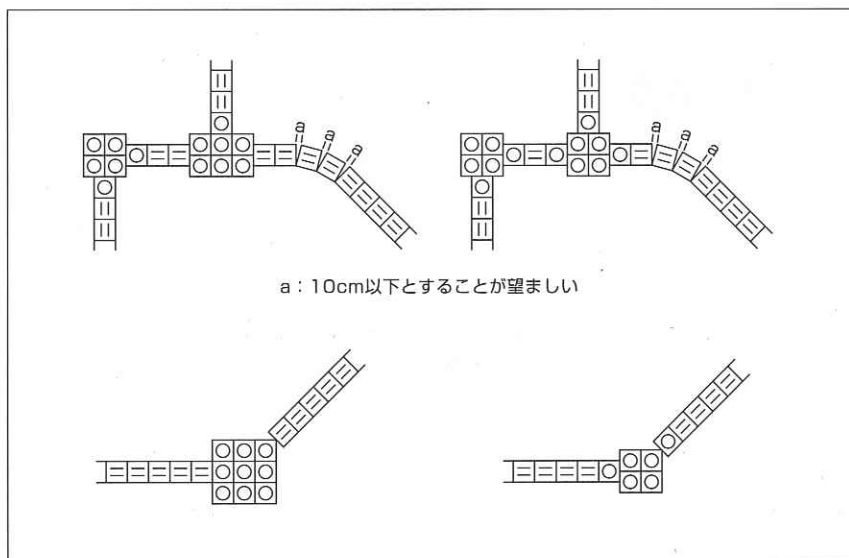


②直角の曲がり角



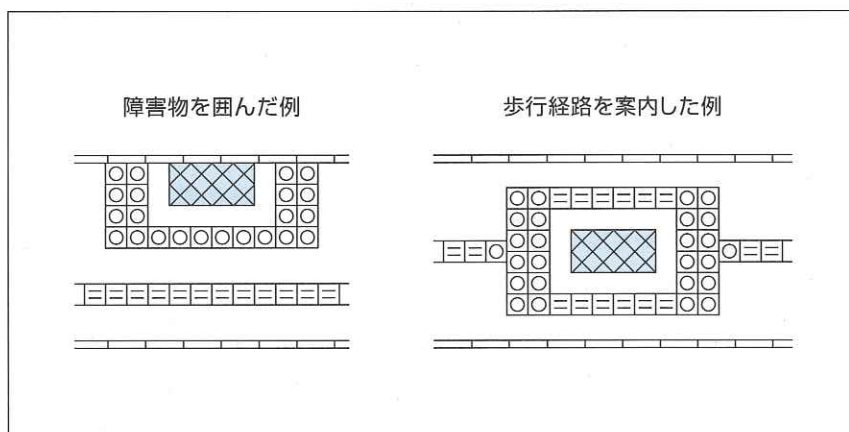
③ゆるやかな曲がり角

⚠ 線が連続するようにします。



④通路の障害物

⚠ 通路上に車止め、電柱その他障害物が設置されている場合は、衝突を防止するため、必要に応じてその手前に点状ブロックを敷設します。

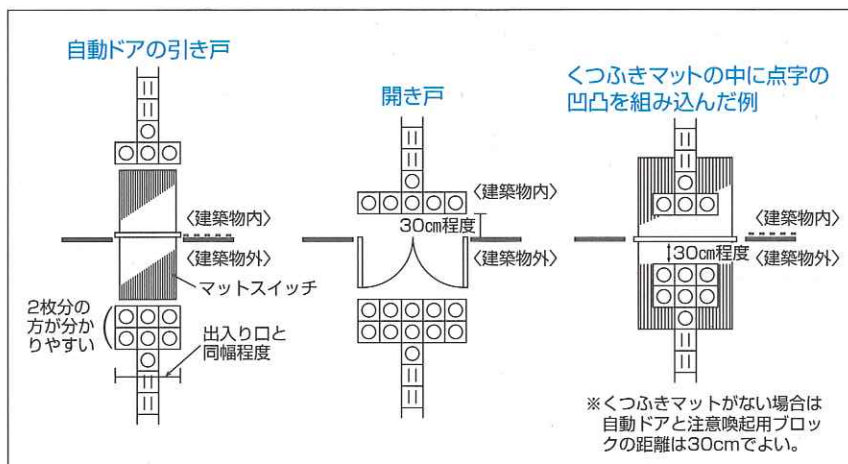


●建築物

① 出入口

⚠ 点状ブロックは、出入口の幅と同幅程度に敷設します。

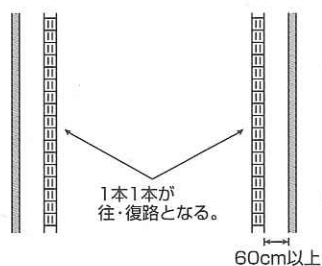
⚠ 扉の前後に自動ドアのマットスイッチやくつふきマットを設ける場合は、その直前部分に点状ブロックを敷設します。



② 廊下

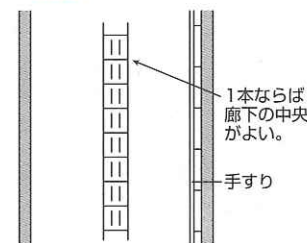
通路の幅が広く、両側に利用施設がある場合

例：駅舎等及び視覚障害者が多く利用する大規模施設



- ⚠ 廊下の両側に敷設します。(それぞれ往・復路で使用するため、壁面から60cm以上離す。)
- ⚠ 必要に応じて壁面等に点字表示を設置します。

一般廊下

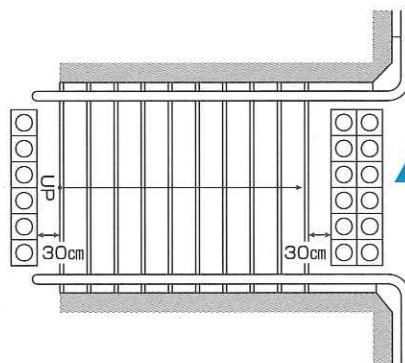


- ⚠ 廊下に手すりがある場合でも手すりとは併用することはないため、手すりとは近接させる必要はありません。
- ⚠ 廊下の中央部分に敷設します。(障害物をよけやすい。)

③ 階段

⚠ 階段の昇り口や降り口（踊場を含む）の床に点状ブロックを設け、視覚障害者に注意を促します。

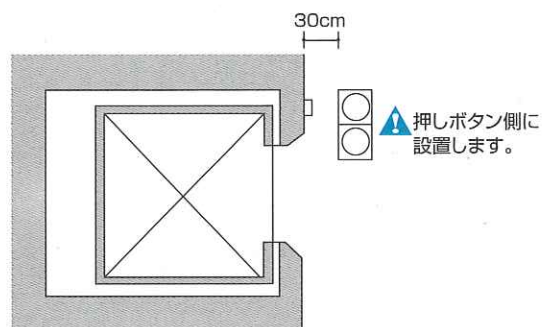
敷設の方法は、段の上端と下端から30cm離れた部分に階段の幅と同幅程度で敷設します。



- ⚠ 階段の上端部分が広い場所に面している場合は2列とします。

④ エレベーター

⚠ 操作盤の壁面から30cm離れた部分に点状ブロックを2枚程度敷設します。



- ⚠ 押しボタンを探すことが困難なため、押しボタンまでの誘導が必要です。